タイ側の手続に関するＱ＆Ａ

Ｑ１：現地の送出機関を介さずに，タイ国籍の方と雇用契約を締結することはできますか。

Ａ１：タイ当局によれば，タイにおいては，特定技能外国人の送出しに当たり，送出機関を介することは必須ではないとのことです。ただし，日本企業が現地へ訪れて直接求人活動を行うことはタイの法令上禁止されています。なお，受入機関は，タイ王国労働省から認定を受けた現地の送出機関を通じて採用活動を行うことも可能とのことです。

Ｑ２：東京から遠く離れた地方に住んでいるのですが，在京タイ王国大使館労働担当官事務所における認証手続きを受けるためには，東京に行かなければならないのでしょうか。

Ａ２：在京タイ王国大使館労働担当官事務所によれば，郵送での手続を受け付けているとのことです。詳しくは同大使館に確認してください。

Ｑ３：タイ国籍の方で，特定技能への在留資格変更許可申請を行う際に，在京タイ王国大使館労働担当官事務所の認証手続きを経た雇用契約書の提出が必要となるのは，「技能実習２号又は技能実習３号」を修了した方のみですか。

Ａ３：その通りです。なお，タイ国籍を有する「留学生等」の特定技能への在留資格変更許可申請時には，在京タイ王国大使館労働担当官事務所の認証手続きを経た雇用契約書の提出は必須ではありません。